

意見募集手続について

1 パブリックコメント（パブコメ）手続について

市長部局等では、「千葉市市民参加及び協働に関する条例」に基づき、重要な施策等の意思決定の過程において、パブリックコメント手続を実施している。

（市議会とは、同条例の対象外となっている。）

2 千葉市議会での市民意見募集手続の事例

平成 24 年 11 月に保健消防委員会が、「千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（案）」に関し、パブリックコメント手続に準ずるものとして、意見募集手続を実施している。

3 意見募集の流れ（平成 24 年「墓地条例改正」の例）

（1）意見募集の周知（数日間）

- ・ 区役所、公民館、コミュニティセンター、体育施設等での案内文の掲示
- ・ 市に準じ、実施可能な範囲で周知を実施
- ・ 施策案の記者発表（記者への資料提供）



（2）意見募集の実施

①案の公表場所

- ・ 調査課、市政情報室、各区役所、市図書館、議会ホームページ等

②募集方法（約 1 か月間）

- ・ 郵送、FAX、電子メール、持参（調査課）※口頭、電話不可



（3）市民等からの意見の提出



（4）市民等から提出された意見の検討



（5）意見に対する考え方の公表



（6）条例案の提出

4 政令市における議会基本条例制定時の実施状況

既に制定済の 15 市の全市が実施

（名古屋市はパブリックインタビューとして説明会形式で実施）